

令和 8 年度第 5 回教育委員会会議日程

開催期日 令和 8 年 7 月 29 日（水）

開催時間 14 時 00 分

開催場所 芽室町役場 2 階応接・会議室

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 前会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 報告第 1 0 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件（非公開）

日程第 5 報告第 1 1 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第 6 報告第 1 2 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第 7 報告第 1 3 号 就学指定校変更認定の件（非公開）

日程第 8 議案第 2 4 号 令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 10 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件（非公開）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、認定を廃止することとしたので、
報告します。

令和 8 年 7 月 29 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 茅室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 11 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 8 年 7 月 29 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和8年度就学援助認定総括表(7月認定者)

申請世帯	4	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	3	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	3	世帯
経済的困窮世帯	2	世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	1	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校					1		1
上美生小学校							0
芽室西小学校					1		1
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	2	0	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校	1	1		2
合 計	1	1	0	2

合計 4

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
				1		1
						0
0	0	0	0	1	0	1

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
1			1
1	0	0	1

合計 2

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校				1			1
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	1	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合 計	0	1	0	1

合計 2

令和8年度就学援助認定総括表

(令和8年7月1日現在)

申請世帯	103	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	88	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	88	世帯
経済的困窮世帯	30	世帯
児童扶養手当受給世帯	55	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	14	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	119	111	6	0	10.5
7	114	98	15	1	9.4
8	103	88	14	0	9.4

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	8	7	15	7	9	10	56
上美生小学校			1				1
芽室西小学校	3	3	4	3	7	5	25
芽室南小学校							0
合 計	11	10	20	10	16	15	82

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	7	15	15	37
上美生中学校		1	2	3
芽室西中学校	4	5	3	12
合 計	11	21	20	52

合計 134

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
4	4	11	6	6	7	38
						0
1	2	3	3	5	4	18
						0
5	6	14	9	11	11	56

(中学校)

1年	2年	3年	計
2	8	6	16
	1	2	3
4	1	3	8
6	10	11	27

合計 83

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				2	3		5
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1		1			3
芽室南小学校							0
合 計	1	1	0	3	3	0	8

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	4	5		9
上美生中学校				0
芽室西中学校		1	1	2
合 計	4	6	1	11

合計 19

○要保護世帯

○町民税非課税・減免世帯

芽室西小学校 5年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室中学校 1年 1人

○生活保護の停止・廃止世帯

芽室中学校 3年 1人

日程第 6

報告第 1 2 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 2 条の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 8 年 7 月 2 9 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

令和7年3月26日条例第17号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 学生の保護者（学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）が芽室町内に住所を有していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第6条 町長は、第4条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 7

報告第 13 号

就学指定校変更認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 8 条の規定に基づき就学指定校の変更について、報告します。

令和 8 年 7 月 29 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

就学指定校変更許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 申請時において芽室町民であること。
2. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を持つことを承諾すること。
3. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
4. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

	事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転居	小学校6年以上の学年	在学中に通学区域外に転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで※	印鑑
		小学校5年以下の学年		学期末まで	
2	転居予定		転居予定地の通学区域指定校にあらかじめ通学を希望する場合	転居するまでの期間	建築確認書・売買契約書・工事契約書・譲渡決定通知書等事実を証することができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合		兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄または姉が卒業するまで	印鑑
4	身体的理由		病気治療または心身上の理由があり指定校への通学が困難な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校		在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等		教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

※小学校6年時に途中転居し、保護者が引き続き従前の住所地を通学区域とする中学校への入学を希望する場合についても同様とする。

適用年月日 平成25年3月1日

日程第 8

議案第 2 4 号

令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の
件（非公開）

令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする
ものであります。

令和 8 年 7 月 2 9 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 1 1 9 号

令和8年7月29日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和8年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）